

ご指摘への回答

仏壇公正取引協議会 準備委員会

9月2日にいただきました「施行規則 第46条」及び「確認事項3」につきまして回答させていただきます。

今後、この修正案で、発起人会、準備会参加者に協議してまいります。

I. 規約 第11条、施行規則 第46条 9月15日仏壇公正取引準備委員会修正案

規約

第11条 事業者は、仏壇の取引条件について、自店販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」という。）を併記して表示しようとする場合（割引率又は割引額を表示する場合を含む。以下このような表示を「二重価格表示」という。）には、次に掲げる表示をしてはならない。

（1）最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を、自店平常（旧）価格の名称を付して比較対照価格に用いること。

（2）最近時の市価よりも高い価格を市価として比較対照価格に用いること。

（3）既に撤廃されたメーカー希望小売価格を比較対照価格に用いること。

2 前項に定めるもののほか、事業者は仏壇について、二重価格表示をする場合は「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方（平成12年6月30日公正取引委員会）」により表示しなければならない。

施行規則

第46条 規約第11条に規定する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 「自店販売価格」とは、当該仏壇を実際に販売しようとする価格をいう。

(2) 「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とは、当該店舗において当該仏壇と同一の商品が、当該価格を比較対照価格として用いる日以前8週間（当該仏壇と同一の商品が販売されていた期間が8週間未満の場合には当該期間）のうち過半の期間に実際に販売されていた価格をいう。

ただし、当該価格で販売されていた期間が通算して2週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合においては、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえない。

II. 確認事項3への回答

1 「8月27日修文案（小堀）」について

1-1 8月27日付け「ご指摘への回答」II3によると、申請案の内容変更は、業界内の再調整は極めて困難が予想されると読めるが、内容の変更が困難である（したがってその内容での認定を望

んでいるもの)として業界が現時点で認識している案は、7月7日の申請案ではなく、あくまで「8月27日修正案(小堀)」であるという理解で間違いないか。

(答)「8月27日修正案(小堀)」という理解で結構です。

1-2 例えば、別表4では、原産国を「海外」と表示すべきものについて「上記以外のもの」、即ち「木地、塗り、装飾及び組立・仕上げの4工程のすべてが日本で施工されたもの」以外のものと規定されている。また、同表の「注1」から「注3」の各規定は、「…できる」とする任意表示に関する規定である。

このため、全工程を海外で施工した仏壇に加え、一部工程を国内で施工した仏壇の原産国についても、単に「海外」とだけ表示されることとなる。

しかし、当該案については、当該一部工程を国内で施工する職人が反対するということではなかったのか。当該案で業界を取りまとめ、成案とすることは可能なのか。

(答)多くの試案があり、それぞれに反対・賛成がありました。平成10年頃から14年当時の議論、平成22年から23年の議論を踏まえ、7月7日の申請案及びガイドライン案で業界、発起人会は合意し、成案となりました。当該案は、その合意の内容を逸脱しない範囲で消費者庁のご指導を受けて規約、施行規則、ガイドライン案を修正したものであり、業界を取りまとめ、成案とすることは可能と考えております。

1-3 原産国告示では、『原産国』とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国をいう」とされているところ、「8月27日修正案(小堀)」では、金仏壇について、4工程すべてが行われることによって実質的な変更行為が行われたこととなるという整理がなされたものという理解でよいか。

(答)この理解で結構です。金仏壇は、木地、塗り、装飾、組立て・仕上げの4工程、唐木仏壇は、木地、塗り、組立て・仕上げの3工程のすべてが行われることによって実質的な変更行為が行われたこととします。

そのような整理がなされたのであれば、その考え方を原産国告示に当てはめると、4工程すべてが一国で行われたものの原産国は当該国と特定されるが、そうではなく4工程が複数国にまたがって行われたものは少なくとも日本産ではないことは確かであるものの原産国は特定されないこととなる。「8月27日修正案(小堀)」は、海外のある国が原産国であるものに加えて、そうした原産国が特定されないものを含めて「海外」という表示をするものであり、そのことは原産国告示との関係で問題ない。

他方、4工程のそれぞれが実質的な変更工程であるという整理であるならば、その考え方を原産国告示に当てはめると、それら4つの実質的な変更行為が複数国で行われた仏壇の原産国は複数となる。こうした仏壇については、原産国告示上、原産国表示として複数の原産国を表示しなければ原産国について一般消費者が判別することが困難となるものであり、「8月27日修正案(小

掘)」のように原産国を必要表示事項として「海外」とだけ表示することはできない。

(答) 前段の「日本産ではないことは確かであるものの・・・原産国が特定されないものを含めて「海外」という表示をするものであり、そのことは原産国告示との関係で問題ない。」については異存ありません。

後段の「4工程のそれぞれが実質的変更工程であるという整理」については、当方はこのような理解はしていません。

2 原産地証明書

2-1 仏壇を日本から海外へ輸出している事業者はあるか。

(答) 日本から中国への輸出をしている事業者があると聞いております。

2-2 2-1の事業者は、仏壇について、原産地証明書を税関、商工会議所等から発給を受けたか。原産地証明書の発給を受けなかった場合、それは何故か。

(答) 原産地証明書は、途上国から先進国（日本）への特恵関税や、日本と締結国間の自由貿易協定の優遇関税の適用を受けるためですが、中国とは自由貿易協定がなく、中国向け輸出ではメリットがないので、費用が発生する原産地証明書の発給は受けていないと推測されます。

2-3 2-2において、原産地証明書に記載された原産国の認定根拠は何か（どのような工程を施工した国とされたか）。

さらに、全工程を日本で施工した仏壇、組立・仕上げの工程だけを日本で施工した仏壇等の別に、原産地証明書に記載された原産国の認定根拠を回答されたい。

(答) 原産地証明書は、途上国から先進国（日本）への特恵関税や、日本と締結国間の自由貿易協定の優遇関税の適用を受けるためですが、中国とは自由貿易協定がなく、中国向け輸出ではメリットがないので、費用が発生する原産地証明書の発給は受けていないと推測されます。

2-4 海外から輸入される仏壇（HSコード94.03の「その他の家具及びその部分品」の細目であるHSコード9403.60「その他の木製家具」中のさらに細目HSコード9403.60-110に分類されるものをいう。）には、海外の原産地証明書が添付されているか。

(答) 原産地証明書は、途上国から先進国（日本）への特恵関税や、日本と締結国間の自由貿易協定の優遇関税の適用を受けるためのものですが、日本の輸入関税は無税でメリットがないので、費用が発生する原産地証明書の発給は受けていないと推測されます。

2-5 2-4の場合において、原産地証明書に記載された原産国の認定根拠は何か（どのような工程を施工した国とされたか）。

(答) 原産地証明書は、特惠関税、自由貿易協定の優遇関税の適用を受けるためであり、日本の輸入関税は無税でメリットがないので、費用が発生する原産地証明書の発給は受けていないと推測されます。

2-6 海外から輸入される仏壇の部品（扉、宮殿等、HSコード94.03の「その他の家具及びその部分品」の細目であるHSコード9403.90の「部分品」に分類されるものをいう。）については、海外の原産地証明書が添付されているか。

(答) 原産地証明書は、特惠関税、自由貿易協定の優遇関税の適用を受けるためであり、日本の輸入関税は無税でメリットがないので、費用が発生する原産地証明書の発給は受けていないと推測されます。

2-7 2-6の場合において、原産地証明書に記載された原産国の認定根拠は何か（どのような工程を施工した国とされたか）。

(答) 原産地証明書は、特惠関税、自由貿易協定の優遇関税の適用を受けるためであり、日本の輸入関税は無税でメリットがないので、費用が発生する原産地証明書の発給は受けていないと推測されます。

2-8 海外から部分品の状態（扉、宮殿等の部品の状態）で輸入されるものの中に、仏壇（HSコード9403.60-110）として輸入されるものがあるか。ある場合には、それがどのようなものかを具体的に明らかにされたい。

(答) その他の木製家具部分品（9403.90 020,090）を、仏壇（9403.60 110）として輸入することは、通商、関税関係法令に抵触する行為であり、そのような例は承知しておりません。

2-9 仏壇の関税及び仏壇の部分品の関税は、基本税率、暫定税率、一般特惠税率、LDC特惠税率、WTO協定税率、日星協定税率等のいずれも無税であるという理解でよいか。

(答) そのように理解しております。

以上